

令和2年第1回阿波市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年5月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
14番 江澤 信明	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

13番 森本 節弘

会議録署名議員

5番 藤本 功男

6番 笠井 安之

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 春木 尚登	教育長 坂東 英司
企画総務部長 野崎 圭二	市民部長 矢田 正和
健康福祉部長 妹尾 浩子	産業経済部長 岩佐 賢二
建設部長 川野 一郎	水道部長 藤野 芳大
会計管理者 藤川 靖人	教育部長 阿部 仁子
危機管理局長 吉川 和宏	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 笠井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 39 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度阿波市一般会計補正予算（第 8 号）について）

日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について）

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について）

日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

（阿波市税条例等の一部改正について）

日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

（阿波市介護保険条例の一部改正について）

日程第 12 議案第 40 号 固定資産評価員の選任について

午前10時00分 開会

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから令和2年第1回阿波市議会臨時会を開会いたします。

なお、本日の臨時会の開催に際しましては、先日開催されました議会運営委員会で協議した結果、新型コロナウイルス対策として、密閉、密集、密接の3密を避けるため、議場のドアは風が通るだけあけて行い、理事者においては三役及び各部長の出席とし、次長については別室待機とさせていただいております。また、前回に引き続きマスクの着用及び消毒液の利用をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松村幸治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番藤本功男君、6番笠井安之君の両名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（松村幸治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、5月1日に議会運営委員会が開かれておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員長（阿部雅志君） 議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和2年第1回阿波市議会臨時会の運営協議のため、5月1日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今臨時会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日5月8日、1日限りと決定をいたしました。

議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、提出議案の説明、質

疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長（松村幸治君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日5月8日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日5月8日の1日間と決定いたしました。

~~~~~

- 日程第 3 議案第 39号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について）
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について）
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例等の一部改正について）
- 日程第 10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 11 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）

○議長（松村幸治君） 次に、日程第3、議案第39号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてから日程第11、承認第8号専決処分の承認を求めることについて

(阿波市介護保険条例の一部改正について) までの計9件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 提案理由の説明を申し上げる前にご報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

中華人民共和国湖北省武漢市が発生源と言われております新型コロナウイルス感染症は、今もなお世界的な広がりを見せておりまして、我が国におきましても感染者数の減少が見られているものの依然として高い水準が続いておりまして、非常に憂慮すべき状況でございます。残念ながらお亡くなりになられた方々のご冥福と感染された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げますとともに、新型コロナウイルスに対応するため厳しい勤務が続く医療従事者の皆様を初め関係者の皆様に対し、心より感謝と敬意を申し上げます次第でございます。

本市におきましては、4月16日に緊急事態宣言の対象地域が47都道府県に拡大されたことから、より一層、不要不急の外出の自粛など、人と人との接触を減らしていただくよう市民の皆様への情報発信を強化いたしますとともに、マスク、電解次亜水の配布などさまざまな対策を講じているところでございます。

今後につきましても、国から示された新型コロナウイルス感染症の基本方針を踏まえ、国や県と連携を図り、絶対に市内から一人の感染者も出さないという強い決意を持ち、万全の対策を講じてまいります。

次に、厳しい財政状況の中、各部局間の連携を強化するとともに、施策を力強く推進する組織体制を構築するため、4月1日付で組織機構の見直しと人事異動を行いました。

具体的には、（仮称）阿波スマートインターチェンジ整備等の重要事業のさらなる促進を図るべく、建設部建設課内に特定事業推進室を設置、また市民のライフラインである上下水道部門を一括管理する水道部の設置、さらには南海トラフ巨大地震等の地震防災・減災対策を進めるため、危機管理体制の充実を図るべく企画総務部内に危機管理局を新設、加えて中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設の整備への対応として、新たに職員2名を派遣したところでございます。

一方で、大俣認定こども園を除き、施設が完成したことから、こども園推進室を廃止し、組織のスリム化を図ったところでもございます。

なお、職員につきましては、3月末の退職者数は17名、新規採用者は18名となって

おりまして、これにより4月1日現在の職員数は1名増の371名となっております。

加えて、市民の多様化するニーズに柔軟かつ的確に対応し、政策立案や部局間の調整機能の強化を図るために、各課に政策担当リーダーを任命配置したところでもございます。

さまざまな課題に対しまして、職員の英知を結集し創意工夫を凝らしながら各部局が連携してソフト、ハードの両面から施策を推進するとともに、効果的な事務執行に努めてまいります。

それでは、本日提案しております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第39号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額37億6,290万円でございます。

主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う特別定額給付金や、児童手当を受給する世帯に対しまして給付金を支給する子育て世帯臨時特別給付金事業でございます。

次に、承認第1号から承認第8号までの8件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、その内容につきましては、予算案件5件、条例案件3件で、それぞれこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

まず、承認第1号令和元年度阿波市一般会計補正予算（第8号）につきましては、追加補正予算額1億1,660万円でございます。

次に、承認第2号令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、減額補正予算額3,300万円でございます。

次に、承認第3号令和元年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額165万6,000円でございます。

次に、承認第4号令和元年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額350万円でございます。

次に、承認第5号令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、減額補正予算額1,953万円でございます。

次に、承認第6号阿波市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴いまして条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議案等の提案理由の説明を申し上げますが、議案内容の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますよう

よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松村幸治君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） それでは、今議会に提出させていただいております議案第39号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

令和2年度阿波市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37億6,290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億790万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年5月8日提出、阿波市長。

この補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策として特別定額給付金など緊急的に取り組むべき事業の予算編成としております。

それでは、歳入歳出予算について説明させていただきます。

まず、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いします。

16款2項国庫補助金の補正額37億6,290万円につきましては、特別定額給付金事業分といたしまして37億1,970万円、子育て世帯臨時特別給付金事業分といたしまして4,320万円を計上いたしております。

次に、歳出予算について説明させていただきます。

12、13ページをお願いします。

2款1項総務管理費、補正額37億1,970万円につきましては、給付対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業費として計上させていただいております。今後のスケジュールといたしましては、5月15日に申請書類を発送し、5月20日より郵送申請の受け付けを開始し、5月22日から振り込みを行う予定としております。

次に、3款3項児童福祉費、補正額4,320万円につきましては、児童手当を受給する世帯に一時金を支給する子育て世帯臨時特別給付金事業費として計上しております。なお、第1回支給日は6月下旬を予定しております。

以上、議案第39号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第1号について補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度阿波市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出、阿波市長。

専決第1号令和元年度阿波市一般会計補正予算（第8号）、令和元年度阿波市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億5,150万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和2年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第8号）につきましては、歳入面では地方交付税や国県支出金などの確定に伴う補正と、歳出面では不用額について減額補正や財政調整基金等への積み立てを行うなど最終調整を講じたもので、歳入歳出それぞれ1億1,660万円を追加し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ241億5,150万円であります。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

6ページをおあけください。

第2表繰越明許費補正についてであります。

この補正につきましては、学校教育施設等整備事業など13事業について変更をお願いするものであります。

次に、7ページをごらんください。

第3表地方債補正についてであります。

この補正につきましては、認定こども園整備事業債など16事業について変更をお願いするものであります。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。



まず、歳入予算の主なものといたしまして、6款1項地方消費税交付金の1,790万5,000円の追加につきましては、交付金の確定によるものであります。

次に、18、19ページをお願いいたします。

10款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金8,604万9,000円の追加につきましては、幼児教育・保育の無償化によるものであります。

11款1項地方交付税4億24万5,000円の追加につきましては、特別交付税の確定によるものであります。

続いて、28、29ページをお開きください。

18款1項寄附金518万1,000円につきましては、ふるさと納税の確定によるものです。

30、31ページをお開きください。

22款市債2億600万円の減額につきましては、事業の実績見込み等により、運転免許センターなど旧阿波庁舎利活用事業による合併特例債2,760万円の減額や、民間事業者を含む5カ所の認定こども園の整備による認定こども園整備事業債6,610万円の減額によるものであります。

続いて、歳出予算について説明させていただきます。

36、37ページをお開きください。

2款1項総務管理費4,441万円の減額は、主に財産管理費2,120万円の減額によるものです。

次に、40、41ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費2,867万円の減額は、主に障害者福祉費1,777万円の減額によるものであります。

続いて、42ページ、43ページをお願いします。

3款3項児童福祉費6,649万9,000円の減額としております。

44、45ページをお願いいたします。

児童福祉費の主な内容は、認定こども園費4,248万2,000円の減額によるものであります。

次に、4款1項保健衛生費3,283万7,000円の減額につきましては、主に予防費1,122万円の減額や、46、47ページをお願いします。こども医療助成費968万9,000円の減額などによるものであります。

続いて、46ページ、一番下の行ですが、6款1項農業費4,160万3,000円の減額といたしております。

48、49ページをおあげください。

主に、農業振興費4,089万9,000円の減額によるものであります。

次に、2項農地費2,131万1,000円の減額につきましては、農地総務費の減額によるものです。

50、51ページをお開きください。

7款1項商工費2,726万9,000円の減額につきましては、主に商工振興費2,626万9,000円の減額によるものであります。

次に、52ページ、53ページをお開きください。

8款2項道路橋りょう費4,120万円の減額につきましては、主に周辺対策事業費3,900万円の減額によるものであります。

続いて、62、63ページをお開きください。

13款2項基金費につきましては、5億1,695万2,000円の追加としております。主なものは、情報システム施設整備基金積立金、観光施設整備基金積立金にそれぞれ1億円を計上しております。

次に、最終66ページをお願いいたします。

この調書は、7ページの地方債補正の変更に基づき調製したものであります。

合計欄の最終、当該年度末現在高見込額は213億851万7,000円となっております。

以上、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について）の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） それでは、承認第2号から承認第4号までの3件について補足説明をさせていただきます。

最初に、承認第2号をお願いいたします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第2号令和元年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,913万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、歳入面では実績見込みにより県支出金や繰入金の減額を行うとともに、歳出面では決算見込みによりまして保険給付費等の調整を行ったものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入につきましては、4款県支出金が2,660万円の減額で計32億5,669万1,000円に、7款繰入金が640万円の減額で計4億3,550万1,000円となっており、補正額の合計は3,300万円の減額で、補正後の歳入合計額は45億8,913万1,000円となります。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費が240万円の減額で計1億704万5,000円に、2款保険給付費が2,900万円の減額で計33億1,342万6,000円に、5款保健事業費が160万円の減額で計3,960万4,000円となっており、補正額の合計は歳入と同額の3,300万円の減額で、補正後の歳出合計額は45億8,913万1,000円となります。

以上、承認第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号令和元年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、平成31年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算とする。

第2条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,286万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、歳入面では実績見込みにより繰入金の減額と繰越金の増額を行うとともに、歳出面では決算見込みによりまして広域連合納付金の支払い額に合わせた増額を行ったものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料が50万5,000円の増額で計3億1,319万3,000円に、4款繰入金が594万5,000円の減額で計1億6,702万3,000円に、5款繰越金が709万6,000円の増額で計749万6,000円となっており、補正額の合計は165万6,000円の増額で、補正後の歳入合計額は4億9,286万6,000円となります。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

こちら、歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金が165万6,000円の増額で計4億8,731万5,000円となっており、補正額の合計は歳入と同額の165万6,000円の増額で、補正後の歳出合計額は4億9,286万6,000円となります。

続きまして、承認第4号をお願いいたします。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第4号令和元年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、平成31年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算とする。

第2条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、この年度内におきまして2件の納付完納があったことから、貸付金元利収入等の増額措置を行いまして、歳出として一般会計へ繰り出しをするものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入につきましては、2款諸収入が292万円の増額で計356万円に、4款繰越金が58万円の増額で計63万1,000円となっており、補正額の合計は350万円の増額で、補正後の歳入合計額は426万1,000円となります。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款諸支出金が350万円の増額で計350万円となっており、補正額の合計は歳入と同額の350万円の増額で、補正後の歳出合計額は426万1,000円となります。

以上で承認第2号から承認第4号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 承認第5号について補足説明をさせていただきます。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第5号令和元年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,953万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,799万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、歳入面では支払基金交付金や県支出金の額の決定に伴い調整を行うとともに、歳出面では不用額が生じる予算について減額を行うものでございます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきましては、3款国庫支出金が209万1,000円の増額で計10億9,561万円に、4款支払基金交付金が291万6,000円の減額で計11億4,579万3,000円に、5款県支出金が1,118万8,000円の減額で計6億384万7,000円に、8款繰入金748万7,000円の減額で計7億2,758万円となっており、補正額の合計は1,953万円の減額で、補正後の歳入合計額45億4,799万円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費が487万3,000円の減額で計1億3,480万3,000円に、2款保険給付費が1,074万円の減額で計41億5,648万9,000円に、5款地域支援事業費が408万8,000円の減額で計1億3,932万6,000円となっており、補正額の合計は1,953万円の減額で、補正後の歳出合計額45億4,799万円となっております。

減額の主な要因につきましては、高齢者人口の増加により介護サービスの利用実績は全体的に拡大傾向となっております。そのような中、居宅サービスや介護予防サービスが増加しておりますが、施設介護サービスの利用が想定以上に減少したため、減額補正となったものでございます。

以上、承認第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいます

ようよろしく願いいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 承認第6号及び承認第7号について、あわせて補足説明をさせていただきます。

最初に承認第6号をお願いいたします。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年5月8日提出、阿波市長。

今回の市税条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、関係法令の改正に基づき阿波市税条例等の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、3点のご説明をさせていただきます。

まず、1点目は、個人住民税の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）の控除の見直しが行われます。全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親に対して児童扶養手当の受給者に限定しないこととします。施行日は令和3年1月1日です。

次に2点目は、固定資産税における所有者不明地に対し、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、相続人など現に所有している者の申告を制度化いたします。登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し氏名や住所等、必要な事項を申告させることができることといたします。施行日は令和2年4月1日でございます。

3点目としましては、たばこ税における軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しでございます。国のたばこ税と同様に、1本当たり重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本について紙巻きたばこ1本に換算する方式となります。施行日は令和2年10月1日です。

以上が主な阿波市税条例等の一部改正についてでございます。

続きまして、承認第7号をお願いいたします。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年5月8日提出、阿波市長。

今回の国民健康保険税条例改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条文に基づき阿波市国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。

主な改正内容として、2点ございます。

まず、1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。基礎課税分、いわゆる医療分でございますが、この課税限度額は現行の61万円から2万円引き上げられ63万円になります。また、介護分に係る課税限度額は、現行の16万円から1万円引き上げられ17万円になります。これにより、医療分、支援分、介護分と合わせた課税限度額の合計は、これまでの96万円から99万円となります。

2点目、国民健康保険税の軽減対象となる所得判定基準の見直しでございます。軽減の算定に用いる基準額が、5割軽減対象世帯では現行の28万円、これから5,000円引き上げられ28万5,000円となります。また、2割軽減対象世帯におきましては、現行の51万円から1万円引き上げられ52万円となり、それぞれ軽減の拡大がなされません。

施行日は令和2年4月1日です。

以上、承認第6号及び承認第7号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 承認第8号について補足説明をさせていただきます。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年5月8日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、介護保険法の一部改正により低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年度から一部実施を行っているところですが、昨年10月の消費税率の改定に伴い、さらに非課税世帯の方の所得段階に応じて介護保険料の軽減を行うものでございます。

主な内容といたしましては、介護保険料の9段階に分かれている所得段階のうち、第1から第3段階の非課税世帯の保険料が、第1段階は2万7,450円から2万1,960



円に、第2段階は4万5,750円から3万6,600円に、第3段階は5万3,070円から5万1,240円に軽減されます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日となります。

以上、承認第8号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 以上で補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号から承認第8号までの計9件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号から承認第8号までの計9件については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について）から承認第8号専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）までの計8件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号から承認第8号までの計8件は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

## 日程第12 議案第40号 固定資産評価員の選任について

○議長（松村幸治君） 次に、日程第12、議案第40号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案いたしております議案第40号固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この議案につきましては、次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。

住所につきましては阿波市市場町香美字秋葉本62番地、氏名は矢田正和、生年月日は昭和38年3月13日生まれでございます。

現市民部長の矢田正和氏を固定資産評価員に選任することにつきまして、議会の同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（松村幸治君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、市長からご挨拶がございます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第1回阿波市議会臨時会が、大変お忙しい中、松村議長、笠井一司副議長を初め議員各位のご協力によりまして開催できましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

また、今臨時会に提案いたしました議案等につきまして、全議案、原案どおりご承認いただきまことにありがとうございました。

今後につきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応など、市民生活に大きな影響が生じないようにスピード感を持って全力を挙げて取り組む所存でございますので、引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりましたけども、議員各位におかれましては健康に十分にご留意され、引き続き市政発展のためご活躍いただきますよう切にお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回阿波市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員